

北海道銀行 ラピッドカード申込書類ご記入例

- 必ずお申込になるご本人さまがご記入ください。
- 記入例をご覧になり、ボールペンで強くご記入ください(複写の為)。
- 6枚目の「個人情報に関するお知らせと同意について」をお読みいただいた上で、ご記入ください。
- お客様控(5、6枚目)は大切にをお持ちください。

●融資を電話で受け付ける場合、必ず私どもがお客様の個人情報及び個人関連情報の取扱いについて、口頭でご説明申し上げて同意をいただいております。またその際、後日同意の有無の確認を可能とするため、お客様との電話の内容を録音し、所定の期間保存いたしますので、ご理解願います。

数字のご記入は
わかりやすくご記入ください。

字体例
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

③申込日
●必ずご記入ください。

④お名前
●ご本人さまの自署をお願いします。

⑤旧姓
●姓が変わった方は必ずご記入ください。

⑥ご住所
●郵便番号をご記入ください。
●現在お住まいのご住所をご記入ください。

⑦会社名
●お勤め先名を正式名称でご記入ください。
(例) (株)〇〇銀行、
〇〇商店(有)

⑧所在地・電話番号
●所属先のご住所・電話番号をご記入ください。
※本社のご住所・電話番号ではございません。

⑨現在の借入状況
●当行を含め銀行からの借入残高(住宅ローン・カードローン等)を全てご記入ください。
●信販、クレジット会社、消費者金融会社からの借入残高をご記入ください。
●お借入のない場合は「0」とご記入ください。

「主婦」(専業主婦・収入のある主婦の方)、「年金」の方の会社名、所在地・電話番号、年収、月収は下記のようにご記入ください。



職業	会社名欄	所在地・電話	年収	月収
専業主婦	主婦	記入不要	世帯年収	記入不要
主婦でパート・アルバイト収入のある方	パート・アルバイト先の正式会社名	所属先の住所・電話	本人年収	パート・アルバイトの月収
年金	国民年金、厚生年金、共済年金など	記入不要	年間合計受給額	年間合計受給額÷12

FAX(フリーダイヤル) 0120-116-173
※FAXがスクリーンタイプの場合表裏を下にしてください。

ラピッドカード利用申込書(兼契約書)

①同意日
●必ずご記入ください。

②お名前
●ご本人さまの自署をお願いします。

ご提出書類①
ご提出いただく書類は1～7までございます。

お申込の前に「個人情報に関するお知らせと同意について」および「ラピッドカード」

ご同意日 西暦 2023年4月1日 西暦 2023年4月1日 西暦 2023年4月1日

ご署名 (自署) 道銀 花子

事前審査がお済みの方は赤枠の中を、事前審査がまだの方はA～Eをご記入ください。

申込日 2023年4月1日

お名前 道銀 花子

旧姓 北海道

ご住所 北海道 札幌市中央区 北1条西24丁目2-11道銀マンションB棟201号

電話番号 (有) (011) XXXX-XXXX 内線 XXXX

会社名 (株) 北海道銀行 札幌支店 営業部

所在地 北海道 札幌市 中央区大通西4丁目1番地

入社または年金受給開始 11年4月 水産加工品卸売業 50 百万円 社員数 70 人

出向先 有・無 勤務時間 9時00分～18時00分

収入形態 年収 400万円 月収 25万円

借入状況 借入限度額 800万円 借入利率(実質年率) 1.90%～14.95% 遅延損害金(実質年率) 18.00%

各回の返済金額 借入限度額400万円以下の場合 借入残高10万円ごとに2,000円以上 (借入限度額400万円超の場合 借入残高10万円ごとに1,000円以上)

各回の返済期日 ①35日ごと ②毎月 (6日は除く) ※ご返済がない場合は、①の35日ごとにご返済ください。

現在のお借入状況 借入がない場合は「0」とご記入ください。

借入残高 金融機関 2件 1450万円 (うち住宅ローン 1件 1400万円) 信販・クレジット会社 0件 0万円 消費者金融会社 1件 30万円 合計 3件 1480万円

カードその他の重要事項の送付先 自宅となります

契約時ご提出書類① 利用申込書(兼契約書) <必須>

契約時ご提出書類② 保証依頼書(兼保証委託契約書) <必須>

⑩「外国の重要な地位にある方」への該当有無
●必ずご記入ください。

⑪振込借入を希望される方への案内
●振込借入を希望される場合は必ずご記入ください。
※返済用口座ではありません。

⑫キャッシュカード暗証番号
●3枚目の「契約時ご提出書類③暗証番号届出書」に必ずご記入ください。

(注)本届出書は、カードの安全性を確保するため、カード発行処理終了後に当行で廃棄処分いたします。

契約時ご提出書類③ 暗証番号届出書 <必須>

FAX(フリーダイヤル)

0120-116-173

※FAXがスキャンタイプの場合表面を下にしてください。

FAX送信方向

ご提出書類②

ご提出いただく書類は①～③までございます。

お申込の前に「個人情報に関するお知らせ」と同意について」および「保証委託約款」をよくお読みください

*通帳お届け印等の押印は不要です。

*FAXでご送付いただいた場合は、当行に着信しました本契約書が契約書原本となります。

保証委託先 アコム株式会社 御中

私は、株式会社北海道銀行とラピッドカードの取引を行うについて、貴社にその保証を依頼いたします。承認を受けましたうは、裏面の保証委託約款の各条項に従い、債務弁済の義務を履行いたします。

私は、別紙①「個人情報に関するお知らせと同意について」の第1条から第9条までの事項を承認するとともに、それに基づき私の個人情報及び個人関連情報が取り扱われることについて同意いたします。

【ご留意事項】※利用目的として、個人情報をダイレクトメール等の発送等に利用することに同意できない場合は、銀行の窓口にお申し出ください。遅滞なくそれ以降の当該目的での利用を停止いたします。ただし、この場合においても、銀行または保証会社の窓口、渉外担当者による販売・勧誘を妨げるものではありません。

ご同意日西暦年 月 日

ご署名(自署)

お申込ご本人について

申込日

西暦年 月 日

フリガナ

フリガナ

旧姓(有・無)

お名前

※指書で正しいに記入下さい。

※お名前を書き損じた場合は、新しい用紙に再度記入してください。(訂正不可)

姓

性別

1. 男 2. 女

1. 独身 2. 既婚

生年月日

昭和 年 月 日生 ()才・エト()

※生年月日を書き損じた場合は、新しい用紙に再度記入してください。(訂正不可)

ご住所

都・道 府・県

※アパート・マンション・団地名、棟号、番地まで記入ください。

電話番号 (有・無) () - ()

名義 1. ご本人 2. ()

携帯電話 (有・無) () - ()

名義 1. ご本人 2. ()

本人と家族(扶養)人数合計

人(うち子供の人数 人)

持家

賃貸

社宅

11. 自己所有一戸建て

31. 一戸建て

41. 一戸建て

12. 自己所有マンション

32. マンション

42. マンション

21. 家族所有一戸建て

33. アパート

43. アパート

22. 家族所有マンション

35. 公団

44. 寮

36. 公営

昭和・平成 令和 年 月

毎月 千円

ご本人様負担額

ボーナス払(年間)

千円

ご本人様負担額

1. 家賃

2. 住宅ローン

千円

千円

お勤め先について

フリガナ

1. 本人勤務 2. 配偶者勤務

会社名

所 属

部署または店舗名

所在地

都・道 府・県

電話番号 () - ()

内 線

本 社 所在地

都・道 府・県

入社または年金受給開始

会社事業内容

資本金

社員数

昭和・平成 令和 年 月

百万円

人

出向先

有・無

勤務時間

時 分 ~ 時 分

※上の勤務先欄で「出向先有」を選択された方、他にお仕事のある方は下記の欄にその内容をご記入ください。

1. 出向先

フリガナ

2. アルバイト

会社名

3. パート

所在地

職 種

業 種

月 収

万円

電話番号 () - ()

○ラピッドカード(カードローン)のご案内

※ご利用限度額・借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受取時にご確認ください。

ご 利 用 限 度 額

800万円

借入利率(実質年率)

1.90%~14.95%

遅延損害金(実質年率)

18.00%

各 回 の 返 済 金 額

〔借入限度額400万円以下の場合〕
借入残高10万円ごとに2,000円以上
〔借入限度額400万円超の場合〕
借入残高10万円ごとに1,000円以上

各 回 の 返 済 期 日

※ご希望の支払日に○印をお付けください。

1. 35日ごと

※ご指定がない場合は、「1」の35日ごとにさせていただきます。

2. 毎月 日 (6日は除く)

現在のお借入状況

お借入がない場合は「0」とご記入ください。

金融機関

件

万円

うち住宅ローン

件

万円

信販・クレジットカード会社

件

万円

消費者金融会社

件

万円

合 計

件

万円

カードその他の郵便物の送付先

ご自宅となります

〈銀行使用欄〉

本申込人のラピッドカード利用申込を適当と認めますので、貴社との契約に基づき、保証を依頼します。

保証申請額 万円

株式会社 北海道銀行 ラピッド支店

支店長

印

※ご記入方法でご不明点がございましたら下記フリーダイヤルまでお電話ください。
TEL(フリーダイヤル)0120-433-919(24時間・年中無休)
FAX(フリーダイヤル)0120-116-173(24時間・年中無休)

○振込借入を希望される方へのご案内

ラピッドカードがお手元に届く前に借入を希望される方へは、ご本人名義の口座に借入希望額を振込みさせていただきます。
※返済用口座ではありません。

振込口座

振込口座(本人名義に限る)

銀行

本店

()

支店

口座番号

普通

当座

貯蓄

振込借入希望額

申込と同時に振込借入を希望される方のみ金額をご記入ください。

万円

○ご利用について

契約時ご提出書類② 保証依頼書(兼保証委託契約書)

<必須>

ラピッドカード暗証番号届出書

申込日		西暦		年		月		日	
申込 人	フリガナ							フリガナ	
	お名前							旧	(有・無)
		※指書で正しいものに記入下さい。 ※お名前を書き損じた場合は、新しい用紙に再度記入してください。(訂正不可)						姓	
	性別	1. 男 2. 女			1. 独身 2. 既婚				
	生年月日	昭和 平成	年		月	日生	()才・エト()		
		※生年月日を書き損じた場合は、新しい用紙に再度記入してください。(訂正不可)							
	ご住所	〒 - 都・道 府・県							
		※アパート・マンション・団地名、棟号、番地までご記入ください。							

暗証番号をもれなくご記入ください。

【下記のような推測されやすい暗証番号は使用できません】

項目	内容
同一番号	0000、1111、2222、3333、4444、5555、6666、7777、8888、9999
連続番号	0123、1234、2345、3456、4567、5678、6789、7890、0987、9876、8765、7654、6543、5432、4321、3210
生年月日	① 生年月日の「月」+「日」 (例):6月17日⇒「0617」 ② 生年月日の「和暦」+「月の下1桁」+「日の下1桁」 (例):昭和49年06月17日⇒「4967」 ③ 生年月日の「和暦の下1桁」+「月の下1桁」+「日」 (例):昭和49年06月17日⇒「9617」 ④ 生年月日の「和暦の下1桁」+「月」+「日の下1桁」 (例):昭和49年06月17日⇒「9067」
電話番号	電話番号の下4桁 例:ご自宅の電話番号が「261-7111」の場合、7111など

E暗証番号

--	--	--	--

(注)本届出書は、カードの安全性を確保するため、カード発行処理終了後に当行で廃棄処分いたします。

--	--	--	--	--	--

(2023年4月)

ラピッドカード契約規定

第1条(借主)

借主とは、本規定を承認のうえ、アコム株式会社(以下、保証会社という。)を連帯保証人として、株式会社北海道銀行(以下、銀行という。)(に所定の申込書によりラピッドカード(以下、カードという。))の利用の申込をされ、銀行が審査のうえ利用を認めた方をいいます。

第2条(取引方法)

- 1.この取引は、第7条および第9条に定める方法での入出金によるものとします。
- 2.カードは、銀行の現金自動預入支払機(以下、ATMという。)、現金自動支払機(以下、CDという。)を使用して入出金を行う場合に利用するものとします。

第3条(カードの貸与、暗証番号)

- 1.銀行は、借主1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。カードの所有権は、銀行に属するものとします。
- 2.借主は、銀行所定の方法により暗証番号を登録するものとします。
- 3.借主は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。
- 4.カード(カード上の表示事項を含む。))は、借主本人以外を使用することはできません。また他人に譲渡、質入または貸与することはできません。
- 5.借主が、第3項または第4項に違反して、カード(カード上の表示事項を含む。)を他人に使用された場合の損害は、借主の負担となります。

第4条(カードの紛失、盗難等)

- 1.借主がカードを紛失した場合、または盗難にあった場合は、借主は直ちに銀行に連絡するものとします。
- 2.カードは、紛失・盗難・破損等で銀行が適当と認めた場合に限り再発行します。

第5条(利用限度額)

- 1.借主は、利用限度額の範囲で繰返し借入ができます。
- 2.利用限度額は、800万円の範囲内で銀行が決定し、借主に書面で通知します。
- 3.前2項に保わらず、銀行が債権保全上必要と認めたときは、利用限度額を減額あるいは新たな貸付を中止することがあります。また、弁済金の支払を遅滞した場合は、直ちに新たな貸付を中止します。この場合借主へは、ATM、CDでのご利用可能金額表示にて、通知したものとします。
- 4.前項により利用限度額の減額を行った後、減額事由が解消した場合は減額の範囲内で増額します。

第6条(利用有効期間)

- 1.借入ができる期間は、この契約成立の日から3年間とします。ただし、借主または銀行から期間満了日までになんらかの申出のないときは、更に3年間自動更新し、その後も同様とします。
- 2.期間満了日までに、借主または銀行から自動更新を行わない旨の申出がなされた場合、借主は期間満了日における残債務を本規定に従って、完済に至るまで支払うものとします。
- 3.借主の相続が開始したときは、この取引による新たな貸越を中止します。

第7条(借入方法)

- 1.借入方法は、銀行のATM、CDからの引出し、または借主の指定した借主名義の金融機関の口座への振込み、あるいはその他銀行が認めた方法によるものとします。
- 2.ATM、CDからの引出しは、1,000円単位とし、1回あたりの引出しは銀行が定めた金額の範囲内とします。

第8条(借入利率等)

- 1.借入利率は、銀行所定の利率(保証会社の保証料を含む年率。以下同じ。)を適用するものとし、借主に書面で通知します。
- 2.借入利息の計算方法は次のとおりとします。
借入残高×借入利率÷365日×各回の利用日数
(注)付利単位は1円です。

第9条(返済方法)

- 1.返済方法は、銀行のATMからの入金、または振込み、あるいはその他銀行が認めた方法によるものとします。
- 2.ATMからの入金は、1,000円単位とし、1回あたりの入金は銀行が定めた金額の範囲内とします。

第10条(各回の返済期日)

- 1.各回の返済期日は、次の第1号または第2号のとおりとします。いずれの場合も返済期日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。
 - (1)35日ごとの返済
初回返済期日——借入日の翌日から起算して35日以内
2回目以降の返済期日——約定返済金の支払いをした日の翌日から起算して35日以内
(注)追加借入をしても返済期日は変わらないものとします。
 - (2)毎月指定日返済
借主の希望する一定期日の毎月返済
借主は、返済期日前の返済ができるものとします。ただし、毎月指定日返済の場合、次回返済期日前14日以内に返済したときは、次回の返済期日は従前の返済期日の1ヵ月後の指定日となります。
- 3.借主が借主の都合で次回の返済期日の延期を銀行に申し入れた場合、銀行が認めた場合に限り延期できるものとします。

第11条(各回の返済金額)

- 各回の約定返済金額は、次のとおりとします。
- 各回の約定返済金額は、毎月返済時点のお借入残高に応じた金額とします。なお、各回の約定返済金額は、一部、借主により異なる場合があります。

(借入利率:実質年率8.00%超の場合) ・借入残高が10万円以下の場合は2千円 ・借入残高が10万円超20万円以下の場合は4千円以下、借入残高が10万円増すごとに2千円を追加 (借入利率:実質年率8.00%以下の場合) ・借入残高が10万円以下の場合は1千円。 ・借入残高が10万円超20万円以下の場合は2千円。 以下、借入残高が10万円増すごとに1千円を追加

- (注1)各回の約定返済金額は最少の返済金額であり、それを超える金額の返済も随時可能です。
- (注2)上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。また、残元利金額合計を超えるときは残元利金額とします。
- (注3)追加借入をしたときは、その直前の借入残高と追加借入金額との合計を借入残高とします。
- (注4)各回の約定返済金額未済を振込みにて返済された場合は、返済金の一部として受付します。ただし、この場合には、次回返済期日は更新されません。

第12条(返済金の充当方法)

- 借主の返済金は、無利息残高・遅延損害金・利息・元金の順に充当します。
(注)無利息残高とは、ATM等での返済後の残高が千円未満になるときに、利息が付かない残高としてお取扱いする金額です。

第13条(遅延損害金)

- 1.借主が約定返済金額の支払を遅滞したときは、銀行所定の遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金(年率(保証会社の保証料を含む年率。以下同じ。))は借主に書面で通知します。
- 2.遅延損害金の計算方法は、次のとおりとします。
借入残高×遅延損害金年率÷365日×各回の返済期日後の経過日数

第14条(期限の利益喪失)

- 1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとなります。
 - (1)弁済金の支払を遅滞し、相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2)保証会社から保証中止または解約の申出があったとき。
 - (3)電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (4)差押、仮差押、保全差押、仮処分、強制執行の申立または滞納処分を受けたとき。
 - (5)破産、民事再生、会社整理、特別清算または、会社更生手続開始の申立を受けたとき、またはこれらへの申立をしたとき。
 - (6)住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - (7)本規定等の義務に違反し、その違反が本規定等の重大な違反となるとき。
 - (8)その他借主の信用状態が著しく悪化したとき。

- 2.次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。
 - (1)借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (2)借主が銀行に虚偽の資料提出または報告をしたとき。
 - (3)借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- 3.前各項の事由があるときは、銀行はいつでもあらたな貸付を中止し、またはこの契約を解約することができます。この契約が解約された場合は、借主はこの契約による債務全額を返済し、カードを返却するものとします。

第15条(保証会社への保証債務履行請求)

- 1.第14条により、借主によるこの契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの契約による債務全額の返済を請求することとなります。
- 2.保証会社が借主に代わってこの契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社によるこの契約による債務全額を返済するものとします。

第16条(銀行からの相殺)

- 1.銀行は、この契約による債務のうち各返済期日が到来したもので、または第14条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- 2.前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第17条(借主からの相殺)

- 1.借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とをこの契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 2.前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の7日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- 3.第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第18条(債務の返済等にあてる順序)

- 1.銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務との相殺にあてるか指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
 - 2.借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるか指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるか指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
 - 3.借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるか指定することができます。
 - 4.第2項のお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。
- ## 第19条(届出事項の変更等)
- 1.借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地に変更があった場合は、すみやかに銀行に所定の届出用紙または銀行が適当と認める方法により届出るものとします。また、借主の相続が開始した場合も同様とします。なお、届出の氏名に生じた損害については、借主は責任を負わないものとします。
 - 2.借主が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠った場合、銀行からの通知または送付書類等が延滞し、または不送達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることに異議ないものとします。
 - 3.借主の相続の開始について銀行が届出を受けた場合は、本契約による請求、催告、督促その他いっさいの通知については相続人のうち一人に対して行うことで効力を発するものとします。

第20条(解約)

- 借主が都合によりこの契約を解約する場合、借主は直ちに銀行にカードを返却するものとします。この場合、銀行に対するこの契約による債務全額を完済したうえ、銀行所定の届出をするものとします。

第21条(本契約規定等の変更)

- 1.銀行は、民法の規定に従い本規約の変更をすることができます。
- 2.銀行は前項に基づき本規約を変更する場合は、変更内容および変更日を銀行ホームページへの掲載その他の適切な方法によりお客さまに通知又は公表します。

第22条(報告および調査)

- 1.借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 2.借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第23条(債権譲渡)

- 1.銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託を含む。)することができます。
- 2.前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受益者を含む。)の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおりこの契約に定める方法によって毎回の元金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第24条(危険負担、免責条項)

- 1.借主が銀行に差入れた契約書等が、事変・災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録にもとづいて債務を弁済します。なお、銀行からの請求があれば代りの契約書等を差入れるものとします。
- 2.ATM、CDによりカードを確認し、引出し操作の際使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認して引出の取引がなされたうえは、カードの偽造・変造、カードまたは暗証番号の盗用やその他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第25条(反社会的勢力の排除)

- 1.私、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊犯罪能力集団等、その他これに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2.私、自または第三者を利用して次の各号の一にても該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)この契約および銀行もしくは保証会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3.私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 4.前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

第26条(合意管轄)

- この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

保 証 委 託 約 款

第1条（保証委託の内容）

1. 私の委託に基づいてアコム株式会社（以下、保証会社という。）が負担する保証債務は、私が北海道銀行（以下、銀行という。）との間のラビットカード契約（以下、銀行との契約という。）に基づいて、銀行に対して負担する借入金元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。
2. 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

第2条（代位弁済）

1. 私が銀行との契約に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして被保証債務の全部を弁済されても異議を述べません。
2. 私は、保証会社が弁済によって取得した権利を行使する場合には、この約款の各条項を適用されるほか、私が銀行との契約の各条項を適用されても異議を述べません。

第3条（求償の範囲）

- 保証会社が保証債務を履行したときは、私は保証会社に対して直ちに弁済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。
- （1）保証会社の保証債務履行金額。
 - （2）保証会社が保証債務履行のために要した費用。
 - （3）その他保証会社の私に対する権利の行使もしくは債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用およびこの取引から生じた一切の費用（訴訟費用を含みます）。
 - （4）前1号の金額に対し保証会社が支払を行った日の翌日から、私が保証会社に弁済する日まで年365日（うるう年は366日）の日割計算による遅延損害金。ただし、損害金率は、年14.5%とします。

第4条（弁済の充当順位）

この取引による債務および保証会社とその他の取引による債務がある場合にはその債務を含めて、弁済金が私の債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して私は異議を述べません。

第5条（求償権の事前行使）

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、私は保証会社から通知、催告等がなくても保証会社が保証している金額について保証会社に対してあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。
 - （1）支払の停止、破産、競売、民事再生、会社整理、特別清算、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき。
 - （2）電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - （3）私の銀行に対する預金その他の債権または保証会社に対する金銭債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - （4）私が保証会社または銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - （5）住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき。
 - （6）債務整理の事実が発生したとき。
2. 次の各号に該当する場合には、保証会社の請求によって前項と同様、私はあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。
 - （1）私が保証会社または銀行との取引約定に違反したとき。
 - （2）私が保証会社または銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - （3）前各号のほか保証会社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第6条（担保、保証人）

私は、保証会社が債権保全を必要とする相当の事由が生じた時は、保証会社の請求があり次第直ちに保証会社の承認する担保を差し入れ、または保証人をたてるものとします。

第7条（中止、解約）

私が、第5条の各項各号の一つに該当したとき、その他保証会社が債権の保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができるものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害

- 害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）この契約および銀行もしくは保証会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
 3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社はこの保証を解約することができるものとし、解約の場合は、第7条（中止・解約）を準用するものとします。
 4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。
 5. 第3項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、または私が銀行もしくは保証会社からの通知を受領しないなど、私の責めに帰すべき事由により、通知が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに解約されたものとします。

第9条（報告および調査）

1. 保証会社が保証債務を履行した後に、私の氏名、住所、居所、勤務先等の事項について変更があったときは、直ちに保証会社に対して書面によって通知し、その指示に従います。
2. 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を發送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 私は、保証会社から請求があったときには、私の財産、経営等について直ちに保証会社に対して報告し、関連資料の提出等については、保証会社の指示に従います。
4. 保証会社または保証会社の委託する者が私について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。

第10条（信用情報機関の登録）

私は、保証会社が本約款に基づく契約に関する私の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報）を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関が、当該個人情報をそれぞれが定める一定期間登録することに同意します。
（注）詳しくは、「個人情報に関するお知らせと同意について」に記載しています。

第11条（住民票等の取寄せ）

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

第12条（公正証書の作成）

私は、保証会社が請求したときは、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

第13条（本約款の変更）

1. 保証会社は、民法の規定に従い本約款の変更をすることができます。
2. 保証会社は前項に基づき本約款を変更する場合は、変更内容および変更日を銀行または保証会社ホームページへの掲載その他の適切な方法によりお客さまに通知又は公表します。

第14条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第15条（管轄裁判所の合意）

私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、訴額のいかにかわらず保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。